月刊！ソウゾク通信

配偶者へぜんぶ相続で大丈夫？二次相続に潜む思わぬ落とし穴

夫から妻への一次相続では「配偶者の税額軽減」の特例により税金が抑えられても、妻から子への二次相続では多額の課税が生じるケースがあります。今回は、不動産の評価額が高い今の時代だからこそ知っておきたい「二次相続」のリスクと対策について説明します。

「配偶者の税額軽減」の盲点 二次相続で税負担が急増する理由

相続税対策において、一次相続と二次相続の構造的な違いを理解することは重要です。両親と子どもからなる家族の場合、両親の一方が亡くなった際の相続を「一次相続」、残されたもう片方の親が亡くなった際の相続を「二次相続」といいます。一次相続では「配偶者の税額軽減」の優遇措置が適用され、配偶者は１億6,000万円または法定相続分のいずれか多い金額までは、相続税がかからずに財産を引き継げます。地価上昇で自宅の評価額が高騰していても、配偶者名義にすれば税負担を回避できるケースが大半です。

「残された配偶者の老後の生活が心配だから」、「とりあえず税金がかからない方法で」と、安易に財産を配偶者に集中させることは、「相続税対策の基本」だと勘違いされやすいのが実情です。

しかし、これは課税の先送りに過ぎません。配偶者から子どもへ財産を引き継ぐ「二次相続」では、配偶者の税額軽減は利用できません。また、一次相続時より法定相続人が１人減るため、相続税の非課税枠（基礎控除額）も減少します。一次相続で引き継いだ高評価の自宅と、相続以前より保有していた配偶者自身の財産などが相続財産として合算されるため、遺産の総額が押し上げられます。結果的に、一次相続では表面化しなかった税負担が子ども世代を直撃し、二次相続において多額の相続税が生じる場合があるのです。





目先の非課税に飛びつかない！ 将来を見据えた遺産分割のコツ

二次相続では、税負担を大きく軽減できる「小規模宅地等の特例」の適用要件が厳しくなる点にも注意が必要です。

これは、自宅の土地の評価額を最大330㎡まで80%減額できる制度ですが、一次相続において配偶者が相続する場合は無条件で適用されます。一方、二次相続で子どもが相続する場合には「親と同居していた」「持ち家がない」「申告期限まで居住（所有）している」などの厳しい要件を満たす必要があります。特例が適用できなければ、地価上昇の影響を直接受けた高い評価額で課税されるため、「納税資金を捻出できず、実家を手放す」という最悪の事態を招くおそれがあります。

こうした悲劇を防ぐためには、２回の相続を一体のものととらえ、全体の最適を見据えた遺産分割のシミュレーションが不可欠です。たとえば、将来的な地価の動向を予測し、一次相続の時点で「実家は母親に、預貯金の一部は子どもに引き継ぐ」「特例が使える子どもが実家を引き継ぎ、配偶者はその他の財産を取得する」など、財産を戦略的に分散させることによって、トータルの税負担を軽減することが可能になります。

不動産価格が上がっている現代において、一次相続で、配偶者にすべての相続財産を集中する「とりあえずの遺産分割」は注意が必要です。目先の非課税に安堵するのではなく、年末年始など親族が集まる機会に、「誰が実家を継承し、どう税を負担するのか」という長期的な財産承継のビジョンを、しっかりと話し合っておくことが重要です。

税理士法人 さくら優和パートナーズ 〒860-0051 熊本市西区二本木４丁目９番45号　優和ビル
TEL 096-297-1011　FAX 096-297-1012　URL https://syp-ac.com/